

固定資産税及び都市計画税の減免措置等に関する意見書

昨今の報道では、景気回復の兆しが見られると言われていますが、経営基盤の脆弱な個人企業者及び小零細企業者にとっては、依然として売上げの減少は深刻で、本格的な景気の回復には至っていないのが現状です。

こうした中、東京都が昭和六十三年度から実施した小規模住宅用地に対する都市計画税を二分の一に軽減する措置は、既に制度として定着しています。

また、平成十四年度から実施した小規模非住宅用地に対する固定資産税等を二割減免する措置は、中小零細企業者にとって、事業の継続や経営健全化への大きな力添えとなっています。

さらに、平成十七年度から実施した固定資産税等の負担水準が六十五％を超える商業地等について、六十五％の水準まで税額を軽減する措置は、二三区内における商業等の約六割の事業者に適用されています。これらの措置は、定住の確保や、中小零細企業等の活性化に大きな成果を上げています。

東京都がこれらの減免及び軽減措置を廃止すると、個人企業者や中小零細企業者に与える経済的、心理的影響は極めて大きく、景気に与える影響も強く危惧されます。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、左記の事項を平成十八年度以降も継続するよう強く要望します。

記

- 一 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を行うこと。
- 二 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を行うこと。
- 三 固定資産税等の負担水準が六十五％を超える商業地等の税額軽減措置を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十七年十月十九日

江戸川区議会議長 渡部 正明

東京都知事 あて